

# マカオで重要税制改革： 2026年より税務法典が全面発効

2025年2月5日

## 概要

マカオ特別行政区立法会（以下、「立法会」）は2024年12月16日、「『税務法典』の承認」法案（以下、「新法例」）を可決させました。新法例は、マカオ特別行政区（以下、「マカオ」）における税務法律制度をより明確で透明性のあるものにするだけでなく、国際的な租税基準に沿った近代的な税務制度を確立するものです。マカオ行政長官は2024年12月28日、新法例への署名および通達を行い、2024年12月30日に「マカオ特別行政区公報」にて公布しました。各分野における十分な準備時間を確保するため、新法例のうち大部分の条項は2026年1月1日に施行されます。ただし、税務居住者の定義は2025年1月1日に、印紙税納付義務の一部の規定は、2024年12月31日にそれぞれ施行されています。

新法例では、マカオの税制に係る属地主義の採用、移転価格規定の導入、既存の多くの個別税法規定の統合が行われ、恒久的施設や税務代理人、税務居住者などの国際税務に関する概念や規定をマカオの税法へ正式に導入することで、マカオ税制の近代化を促進し、最新の国際租税基準や規範との共通化をより加速させるものです。

この新法例は、経済協力開発機構（以下、「OECD」）の関連法規およびガイドラインを参考にするとともに、マカオにおける現在の経済発展状況に合わせて地域ごとの調整が加えられています。したがって、この規定の解釈や実際の適用にはまだ多くの不確実性や相違があります。したがって、納税者はマカオ政府財政局（以下、「財政局」）が主催する新法例のセミナーや財政局が公布する実施細則に引き続き注視するとともに、新法例の影響を慎重に見極める必要があります。

## 詳細内容

マカオ政府は2021年11月、「『税務法典』の承認」法案を立法会に初めて提出しました。同法案は数年にわたる研究や議論、立法会による詳細な審議を経て、2024年12月16日に可決しました。

新法例の主なポイントは以下のとおりです。

1. マカオの税制に属地主義を採用することが明記されました。
2. 移転価格の規定が導入され、マカオの納税事業者と他の税務管轄区域内の関連者との商取引または金融取引は、独立企業原則に照らして行う必要があることが規定されました。
3. 現行の多くの個別税法が統合され、税務法律関係における権利と義務が明確に定義されるとともに、税務処理や訴訟、執行に関する原則と手続きを定めることで、マカオにおける税収が保障されると同時に、納税者の権利と利益が合法的に保護されることとなりました。
4. 最新の国際税務基準に合わせてマカオ税制を促進し、近代化を実現させるために、恒久的施設（PE）、税務代理人、税務居住者などの一連の国際税務に関する概念と規定が導入されました。

## 属地主義

「税務法典」第 14 条「空間上の適用」では、以下のとおり規定されています。

「税務規定はマカオ特別行政区で発生する課税要件事実<sup>1</sup>に適用されるが、マカオ特別行政区で発効される国際または地域税務協定の規定、または法律が別途適用される場合はその限りではない。」

マカオ政府の説明によれば、マカオの税制は属地主義を採用するため、原則として課税対象はマカオで発生した所得や財産または消費に限られ、マカオ以外で発生した取引事象には課税されないこととされています。

しかしながら、多国籍企業の「メンバー法人」<sup>1</sup>であるマカオの税務居住者の場合、マカオ以外で稼得または発生した所得（配当金、利息、ロイヤルティおよび財産処分による利益を含む）は、依然として所得補充税（マカオの法人税に相当）の課税対象に含まれます。この例外規定は主に、国際機関の要件に準拠し、国や地域を越えた租税回避の摘発や二重課税の防止を支援することを目的としています。この条項が、多国籍企業のメンバー法人に属するマカオの税務居住者のみに適用されることは注目に値します。言い換えれば、多国籍企業に属さないマカオの税務居住者やマカオの税務居住者でない納税者は、そのような域外所得について納税する必要はありません。

前述の納税主体が域外で稼得した所得について、他の税務管轄区にて所得補充税（法人税）と同じ性質の税金をすでに納付している場合、マカオ税務法令の規定で計算された金額を上限として、その納付した税金を対応する年度の所得補充税納税額の控除に用いることができます。域外からの配当金については、配当金を分配する域外企業の 10%以上の持分をマカオの税務居住者が保有している場合、配当金の分配に使用された関連利益に対する所得税も持分比率に応じて控除することができ、二重課税の問題を効果的に解消することができます。

属地主義はマカオで持分会社を設立する際の税務コストが軽減されるため、マカオで投資やビジネスを行う上でメリットを受けることができます。しかしながら、属地主義においてマカオで生じた課税要件事実を明確に定義することは極めて重要です。この点について、現行の「税務法典」第 14 条では一般規定が記載されているのみであり、実務上の適用においては財政局と納税者との間に齟齬が生じ、紛争や訴訟に発展する可能性があります。PwC では、課税要件事実の発生地の問題を明確化するため、財政局が香港特別行政区の税法と同様の解釈や運用ガイドラインを公表するかどうかについて、引き続き注視していきます。

加えて、現行の所得補充税の申告書には、課税所得に該当しない域外利益や、域外の源泉に対して課税された所得を申告する欄が設けられていません。納税者が実務上どのように控除や免税を行うのか、またどのような裏付け資料を提出する必要があるのかについては、財政局による新たな税務申告書および申告ガイドラインの導入が待たれるところです。

## 恒久的施設 (PE)

「税務法典」第 4 条では恒久的施設（以下、「PE」）の概念が導入されています。つまり、マカオにて PE を有する域外の企業は現地税務の納税主体とみなされ、当該 PE に帰属する所得に関してマカオでの課税対象となることを意味しています。これには、固定的場所 PE や代理人 PE が含まれますが、準備的または補助的な活動、あるいは組み合わせた活動に用いられる施設は除外されます。注意すべき点として、現行のマカオ税法では代理人 PE に類似する概念がないことから、納税者は税法が施行される前にマカオにおいて PE に該当する可能性がある代理人を雇用しているかどうかを精査する必要があります。また、「税務法典」における PE の定義および内容は、OECD の「OECD モデル租税条約 (OECD Model Tax Convention on Income and on Capital)」第 5 項に類似しているものの、同税法はマカオにおける現在の経済発展に対応するため、域外の企業がマカオでの展示会、カンファレンス、シンポジウムおよび展示販売会の開催を目的として設立された施設が PE とみなされると明確に規定しています。

さらに、二重課税回避および脱税防止協定における PE の定義には一般的にサービス PE が含まれており、域外企業の従業員が管轄区域内において任意の 12 ヶ月間のうち 183 日または 6 ヶ月超にわたりサービスを提供した場合、サービス PE を構成すると規定されています。しかしながら、この規定は「税務法典」における PE の定義に含まれていないことから、域外企業におかれては、マカオにおける PE リスクを分析する際に特に留意する必要があります。

「税務法典」では、域外企業がマカオで PE を構成する場合に履行すべき具体的な行政手続きを明確に規定していません。現行の「営業税規約」第 9 条によると、マカオの法人に指定されたサービスを提供する域外企業は、営業税の登記とマカオにて稼得した所得に対する税務申告および所得補充税の納付が義務付けられており、これを満たさない場合、当該域外企業を招聘した現地法人は、関連する税務費用を控除する権利を失うこととなります。納税者は「税務法典」に基づく PE の税務手続きに関する実施細則、PE の定義と「営業税規約」第 9 条との相互関係、および実務への影響に注意を払う必要があります。

## 税務代理人

「税務法典」第 22 条では、税務代理人が財政局に対して課税対象者を代表して行動し、義務の履行と権利の行使（行政への不服申し立てを含む）を確保するために、**税務代理人**の概念を取り入れています。

### 自然人納税主体

「税務法典」では、納税主体は税務上の住所を有しなければならないと規定しており、納税主体がマカオ以外に居住する自然人である場合、または同一暦年におけるマカオでの滞在期間が 183 日を上回らない場合、マカオに永住権を有する税務代理人 1 名を選任する必要があります。ただし、納税主体がデジタル方式での通知による受信を希望する場合、納税主体が申告した電子アドレスを税務上の住所とみなすことができ、税務代理人の選任要件は免除されます。

### 法人納税主体

営業をすでに停止している法人、またはマカオに実際の住所や事業所、PE を有しないものの、マカオにおいて所得がある法人は、マカオに恒久的に住所を有している税務代理人 1 名を選任する必要があります。

納税者は、2026 年 1 月 1 日から 1 年以内に、税務上の住所を税務局に通知または更新する必要があるという経過措置に留意する必要があります。また、域内に住所を有しない納税者については、財政局の通知を確実に受け取り、異議や不服の申し立て等の法定期限を遵守することができるように、税務代理人を適時に選任する必要があります。

## 税務居住者

「税務法典」第 24 条では**税務居住者**の概念を取り入れており、納税主体が以下の要件を満たす場合、マカオの税務居住者とみなされ、財政局にマカオ税務居住者証明書の発行を申請できるものと規定されています。

- 所得が関連する暦年において、継続的または断続的にマカオに 183 日以上滞在している自然人。または、滞在日数が 183 日未満であっても、当該暦年の 12 月 31 日現在マカオに住所を有し、当該住所を通常の居住地として保有および占有する意思があると推測できる自然人。
- マカオにて住所または実質的な事業所を有する法人およびそれに準ずる事業体。

税務居住者の定義は、2025 年 1 月 1 日にすでに施行されています。新法例によると、適格納税者は、たとえ二重課税回避および脱税防止のための協定が適用されていない場合でも、財政局にマカオ税務居住者証明書の発行を申請することができます。

## 移転価格

新法例では「所得補充税規約」内に新たに章を設けて**移転価格**制度を取り入れています。PwC の見解は、前号の「中国税務ニュースフラッシュ」（日本語版未作成）にて共有しています<sup>2</sup>。

---

## 注意点

「税務法典」のポイントの一つは、マカオの税制が属地主義を採用したことを明確化した点にあり、マカオにおける投資やビジネス上の関心がより一層高まることになると PwC は考えています。また、新法例では移転価格規定が導入され、マカオの納税主体と他の税務管轄区における関連者間との商取引または金融取引は独立企業原則に従って行われる必要があり、そうでなければ財政局が税務調整を行う権限を有することとされています。さらに、「税務法典」では現行の各税務制度を整理することとされています。これは、マカオにおける将来的な発展に合わせて、より多くの投資家にマカオへの投資を呼び込むために、税務法律規範の透明化と明確化を推進することを目的としています。マカオにおける現行の所得補充税の一般税率は 12%と近隣の税務管轄区よりも低く、また流通税もなく税制がシンプルであることから、税務改革によって国や地域を超えた持分支配の構造をさらに促進させることとなり、マカオは理想的な投資プラットフォームとなります。マカオは横琴広東マカオ深度合作区および粵港澳大湾区（グレーターベイエリア、GBA）都市との緊密な関係にあり、企業はグレーターベイエリアにて投資を行う際にマカオ企業の活用を検討することが可能となります。

マカオにおける税務制度の現代化と、最新の国際税務基準との共通化を促進するため、新法例では PE、税務代理人および税務居住者などの国際税務に関する概念や規定を導入しています。これらの国際税務に関する概念および規定は国際的な標準を概ね参照していますが、マカオにおける現在の経済発展状況に合わせるため、関連規定にはいくつかの違いがあります。したがって、

多国籍企業におかれては新法例の細則を注意深く読み、関連する概念や規定がマカオの子会社や支店にどのような影響を及ぼすのかを理解する必要があります。

このように、新法例の規定の解釈や実際の適用には依然として多くの不確実性があるため、上述の見解はあくまで参考ですが、PwC は、財政局が今後説明会を開催して、実施細則が公布されるものと予想しています。したがって、多国籍企業グループにおかれては、実施細則が公布されるまでに以下の準備を進めることを提案します。

- (1) 新法例の規定を精査すること。特に「税務法典」には 300 以上の条文があり、その多くが納税者の既存の取り決めに影響を及ぼすため、調整が必要となる可能性があります。
- (2) 移転価格に関する追加の行政法規の導入に細心の注意を払うこと。
- (3) 新法例による自社への影響を評価するとともに、多国籍企業グループ全体の構造を見直すこと。

---

## 注釈

---

1. 「メンバー法人」とは、以下のうちいずれかの法人を指します。
  - 財務報告目的で当該多国籍企業グループの連結財務諸表に組み込まれる、または多国籍企業グループにおける商業事業体の持分が公開証券市場にて取引が行われる際に当該多国籍企業の連結財務諸表に組み込まれる、多国籍企業グループの独立商業事業体
  - 規模または重要度のみを理由に多国籍企業グループの連結財務諸表に組み込まれない独立商業事業体
  - 上記 2 項において対象となる多国籍企業グループにおける、任意の独立商業事業体の PE (関連商業事業体が規範、財務報告、税務報告または内部統制を行うため、当該 PE に対し個別の財務諸表を作成することが前提)
2. 前号の「中国税務ニュースフラッシュ」は、以下リンク先をご参照ください(リンク先は中国語)。

<https://www.pwccn.com/zh/tax/publications/intl-tax-macau-dec2024.pdf>

---

## お問い合わせ

---

本稿で取り上げた問題について、貴社事業への影響をさらに詳しく検討されたい方は、以下までご連絡ください。

### PwC 香港税務チームプロフェッショナル

倪智敏

PwC 中国南部税務主管パートナー

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

崔慶昭

PwC 香港特別行政区税務パートナー

+852 2289 3608

jeremy.choi@hk.pwc.com

何潤恒

PwC China アジア太平洋地区金融

サービス部税務主管パートナー

+852 2289 3026

rex.ho@hk.pwc.com

李篠筠

PwC 香港特別行政区移転価格サービス  
主管パートナー

+852 2289 5690

cecilia.sk.lee@hk.pwc.com

曹倪葆

PwC 香港特別行政区コンシューマ市場  
業界税務主管パートナー

+852 2289 3617

jenny.np.tsao@hk.pwc.com

王健華

PwC 香港特別行政区税務係争調整  
サービスチーム主管パートナー

+852 2289 3822

kenneth.wong@hk.pwc.com

### PwC China マカオ地区税務チームプロフェッショナル

劉慧蘭

PwC マカオ税務および

ビジネスコンサルティングパートナー

+853 8799 5119

cindy.v.lau@hk.pwc.com



## 全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载  
(iOS 10以上)



安卓手机下载  
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwccn.com>



本稿において、「中国」または「中国大陸」とは、中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、および台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2025 年 2 月 5 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

最新のビジネス上の課題に関する実務に即した知見とソリューションは、弊社の中国ウェブサイト (<http://www.pwccn.com>) または香港ウェブサイト (<http://www.pwchk.com>) にてご覧いただけます。 <http://www.pwccn.com> 又は <http://www.pwchk.com>

# [www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

© 2025 PwC. 著作権所有。普華永道 (PwC 中国) の許可なく配布することを禁じます。普華永道 (PwC 中国) とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によって PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)  
各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

# 澳门重大税改： 税务法典将于 2026 年全面生效

2025 年 2 月 5 日

## 摘要

澳门特别行政区立法会（“立法会”）于 2024 年 12 月 16 日通过《核准〈税务法典〉》法案（“新法例”）。新法例不仅是澳门特别行政区（“澳门特区”）的税务法律制度更为明确及清晰，更建立了与国际税收标准接轨的现代税务制度。澳门特区行政长官已于 2024 年 12 月 28 日签署并下令公布新法例，其于 2024 年 12 月 30 日在《澳门特别行政区公报》刊宪。为了让各界有充分时间准备，新法例的大部分条文将于 2026 年 1 月 1 日起生效。不过，税务居民的定义及部分印花税缴纳规定已分别于 2025 年 1 月 1 日及 2024 年 12 月 31 日生效。

新法例明确指出澳门税务制度奉行属地原则，引入转让定价的规定，整合了多项现行单行税务法律的规定，並正式将常设机构、税务代理人、税务居民等国际税务相关的概念及规定引入澳门税务法规，促进澳门税务制度的现代化及使其更紧密地与国际最新税收标准及规范接轨。

新法例借鉴了经济合作与发展组织（“经合组织”）的相关法规和指引，并根据澳门特区当前的经济发展状况作出了一些本地化的调整。因此，其条文解释和实际应用仍然存在许多不确定性及差异。纳税人应继续密切关注澳门特区财政局（“财政局”）将就新法例举办的讲解会及出具的实施细则，并仔细评估新法例的影响。

## 详细内容

澳门特区政府（“澳门政府”）早于 2021 年 11 月首次向立法会提交《核准〈税务法典〉》法案。经过数年的研究和讨论，以及立法会的详细审议，该法案于 2024 年 12 月 16 日获得通过。

新法例的主要重点包括：

1. 明确指出澳门税务制度将会奉行属地原则；
2. 引入转让定价的规定，规定澳门特区的纳税主体与其他税务管辖区的关联方之间的商业或财务交易应按照独立交易原则进行；
3. 整合了多项现行单行税务法律的规定，清晰界定税务法律关系中的权利与义务，以及确立了税务处理、诉讼及执法的原则及程序，在保障澳门特区税收的同时，也保护了纳税人的合法权益；
4. 为与国际最新税收标准接轨，促进及实现澳门税务制度的现代化，引入了一系列与国际税务相关的概念及规定，如常设机构、税务代理人、税务居民等。

### 属地原则

《税务法典》第十四条「在空间上的适用」指出：“*税务规定适用于在澳门特别行政区发生的应税事实，但不影响在澳门特别行政区生效的国际或区域税务协议的规定，又或法律另作规定的适用。*”根据澳门政府的解释，澳门税务制度将奉行属地原则，通常情况下只对源自澳门特区的收益、财产或消费征税，而不对在境外发生的应税事实征税。



然而，对于属跨国企业“成员实体”<sup>1</sup>的澳门税务居民而言，其从澳门特区以外取得或产生的收入，包括股息、利息、特许权使用费以及财产处置收益，仍然属于所得补充税的征税范围。这一例外规定主要是为了符合国际组织的要求，支持打击跨境避税和防止双重不征税。值得注意的是，此条款仅适用于属跨国企业成员实体的澳门税务居民。换言之，非属跨国企业的澳门税务居民以及非澳门税务居民的纳税人无须就该等境外收入缴税。

如果上述纳税主体就境外取得的收入已在其他税务管辖区缴纳与所得补充税性质相同的税款，则所缴纳的税款可用作抵免相应年度的所得补充税应纳税额，抵免上限为按照澳门税法例规定所计得的所得补充税应纳税额。就境外股息而言，若分配股息的外地企业之不少于百分之十的股权由澳门税务居民持有，则用于分配股息的相关利润的实际所得税也可按持股比例抵免，从而有效缓解双重征税的问题。

属地原则降低了在澳门特区设立控股公司的税务成本，从而增强了澳门特区的投资和营商吸引力。然而，在属地征税原则下，明确界定在澳门特区发生的应税事实至关重要。就此，现行《税务法典》第十四条仅载有一般性规定，并没有进一步解释，这可能导致财政局与纳税人在实际应用中产生分歧，并引致争议和诉讼。普华永道将关注财政局是否会发布类似香港特别行政区的税务条例释义及执行指引，以厘清和界定应税事实发生地的问题。

此外，目前所得补充税收益申报表并不包括申报不属课税收益的境外利润，或源自境外的应税利润及已就其在境外缴纳税款的栏目。纳税人在实际操作中如何进行剔除或抵免，以及需要提交哪些支撑文件，仍有待财政局推出新的税务申报表及申报指引。

## 常设机构

《税务法典》第四条引入了**常设机构**的概念，这意味着在澳门特区设有常设机构的非本地实体将被视为本地税务纳税主体，须就归属于该常设机构的收入在澳门特区缴税，包括固定地点常设机构和代理常设机构，但排除了用于准备性或辅助性活动或活动组合的设施。值得注意的是，现行澳门税法并没有类似于代理常设机构的概念，因此纳税人应在法典生效前检视其在澳门特区是否聘用了任何可能构成代理常设机构的代理人。此外，《税务法典》中关于常设机构的定义和内容与经合组织的《收入和资本税务示范公约》第五条相似，但为配合澳门特区当前的经济发展状况，《税务法典》明确规定，境外实体在澳门特区为举办展览会、会议、研讨会及工商业展销会所设立的设施将被视为常设机构。

此外，避免双重征税和防止逃漏税协议中关于常设机构的一般定义通常包含服务常设机构，规定当境外实体的雇员在某一司法管辖区内的任何十二个月内提供服务超过一百八十三天或六个月时，即构成服务常设机构。然而，该规定并未纳入《税务法典》的常设机构定义中，因此境外实体在分析其在澳门的常设机构风险时需要特别留意这一点。

《税务法典》并未明确规定境外实体在澳门特区构成常设机构应履行的具体行政程序。目前，根据《营业税章程》第九条规定，向澳门实体提供指定服务的境外实体须进行营业税登记，并就其在澳门获得的收益进行年度税务申报和缴纳所得补充税，否则聘用该境外实体的本地实体将失去相关税务费用的扣减权利。纳税人应关注《税务法典》下有关常设机构税务程序的实施细则、常设机构定义与《营业税章程》第九条的相互关系，以及对实际操作的影响。

## 税务代理人

《税务法典》第二十二条引入**税务代理人**的概念，以便税务代理人在财政局前作为纳税主体代表，并确保履行其从属义务和行使其权利，包括提出行政申诉的权利。

## 自然人纳税主体

《税务法典》规定纳税主体应具有税务住所，如纳税主体为居住于澳门特区以外的自然人，或在同一历年内没有在澳门特区逗留超过一百八十三天，则必须委任一名在澳门特区有常居所的税务代理人。但如纳税主体自愿选择以电子方式接收通知，则纳税主体申报的电子地址可视为税务住所，且可免除指定税务代理人的规定。

## 法人纳税主体

已停止营业的法人，或在澳门特区没有住所、实际管理机关或常设机构，但仍在澳门特区有收益的法人，须委任一名在澳门特区有常居所的税务代理人。

纳税人应注意相关过渡性规定，自2026年1月1日起计一年内，纳税人必须向财政局通知或更新其税务住所地址。对于境内无住所的纳税人，应及时指定税务代理人，以确保能接收到财政局的通知，以免错过提出异议、上诉等的法定期限。

## 税务居民

《税法典》第二十四条引入**税务居民**的概念，规定如纳税主体符合下列适用规定，可被视为澳门税务居民，并可向财政局申请发出澳门特区税务居民声明书：

- 在收益相关的历年内连续或间断地身处在澳门特区一百八十三天或以上的自然人；或身处时间少于一百八十三天，但于该历年十二月三十一日仍在澳门特区持有住所的自然人，且有条件由此推断其有意向维持及占用该居所作为常居所的自然人；
- 在澳门特区有住所或实际管理机关的法人及法律上的等同实体。

税务居民的定义已提前于 2025 年 1 月 1 日生效。根据新法例，符合条件的纳税人即使不适用任何避免双重征税和防止逃漏税的协议，仍可以向财政局申请发出澳门特区税务居民声明书。

## 转让定价

新法例核准在《所得补充税规章》内增加章节引入**转让定价**制度，普华永道的观察和见解已在上期的《国际税务新知》中分享<sup>2</sup>。

---

## 注意要点

普华永道认为，《税法典》的亮点之一是明确指出澳门税务制度将遵循属地原则，这将有助于提升澳门特区的投资和营商吸引力。此外，新法例引入转让定价规定，规定澳门特区的纳税主体与其他税务管辖区关联方之间的商业或财务交易应按照独立交易原则进行，否则财政局有权进行税务调整。另外，《税法典》整合现行由一系列单行税务法律所规范的税务制度，旨在梳理清晰及明确税务法律规范，以配合澳门特区未来的发展方向，吸引更多投资者来澳投资。由于澳门特区现行所得补充税的一般税率为 12%，普遍低于邻近税务管辖区，且没有流转税，税制简单，税改将进一步促进后续的跨境控股架构搭建，使澳门特区成为一个理想的投资平台。澳门特区与横琴及大湾区城市紧密相连，企业在大湾区投资时可以考虑多加利用澳门公司。

为促进澳门税务制度的现代化，并使其更紧密地与国际最新税收标准接轨，新法例正式将常设机构、税务代理人 and 税务居民等国际税务相关的概念和规定引入澳门税务法规。虽然这些国际税务相关的概念和规定大致参照了国际组织的标准，但为了符合澳门特区当前的经济发展状况，相关规定也存在一些差异，跨国企业集团应仔细解读新法例的细则，以了解相关的概念和规定将如何影响其在澳门特区的子公司和分支机构。

综上所述，新法例的条文解释和实际应用仍存在许多不确定性，上述见解仅供参考。普华永道预计财政局将举行讲解会，并发布实施细则。因此，建议跨国企业集团在法典生效前做好准备，包括：（1）仔细研究新法例的条文，尤其是《税法典》的条文多达三百多条，其中许多细节可能会影响纳税人的现有安排，需要进行调整；（2）密切关注有关转让定价补充行政法规的出台；（3）评估新法例对自身企业的影响，并重新考虑跨国企业集团的整体架构。

---

## 注释

1. “成员实体”是指以下任一者：
  - 跨国企业集团的独立商业单位，其为财务报告的目的而被纳入该跨国企业集团的合并财务报表，又或跨国企业集团商业单位的股权在公开证券市场进行交易时可被纳入该跨国企业集团的合并财务报表者；
  - 仅因规模或重要程度而不被纳入跨国企业集团的合并财务报表的独立商业单位；
  - 上述两分项中涵盖的跨国企业集团任一独立商业单位的常设机构，前提是有关商业单位为作出规范、财务报告、税务报告或内部管理控制的目的而为该常设机构编制一单独财务报表者。
2. 请通过以下链接参阅国际税务新知（中文版）：

<https://www.pwccn.com/zh/tax/publications/intl-tax-macau-dec2024.pdf>

---

## 联系我们

---

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您的业务可带来的影响，请联系：

### 普华永道香港地区税务团队专家

倪智敏  
普华永道中国南部及香港地区税务主管  
合伙人  
+852 2289 5616  
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

崔庆昭  
普华永道香港地区税务合伙人  
+852 2289 3608  
jeremy.choi@hk.pwc.com

何润恒  
普华永道亚太区金融服务税务主管合  
伙人  
+852 2289 3026  
rex.ho@hk.pwc.com

李筱筠  
普华永道香港地区转让定价主管合伙人  
+852 2289 5690  
cecilia.sk.lee@hk.pwc.com

曹倪葆  
普华永道香港地区消费市场行业税务主  
管合伙人  
+852 2289 3617  
jenny.np.tsao@hk.pwc.com

王健华  
普华永道香港地区税务分歧协调服务  
组主管合伙人  
+852 2289 3822  
kenneth.wong@hk.pwc.com

### 普华永道澳门地区税务团队专家

刘慧兰  
普华永道澳门税务及商务咨询合伙人  
+853 8799 5119  
cindy.v.lau@hk.pwc.com



## 全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载  
(iOS 10以上)



安卓手机下载  
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwccn.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2025 年 2 月 5 日编制而成的。

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

[www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

© 2025 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。